

# 鳥取縣公報

## 規則

◇鳥取縣規則第四十一号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号栄養士免許その他手數料徴收規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條第四十五号中「生菓子製造業許可手數料」を「菓子製造業許可手數料」に改め、

同條第四十八号中「乳製品製造業許可手數料」を「乳製品及びその類似品製造業許可手數料」に改める。

同條第四十九号中「牛乳加工品及び類似品製造業許可手數料」を「飲用牛乳類似品製造業許可手數料」に改める。

同條第五十一号中「ヘム、ソーセージ、ベーコンの類又は

る。

昭和二十五年六月二十日 火曜日

第一千百十八号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

魚肉練製品製造業許可手數料を「ヘム、ソーセージ、ベーコン又はこれらの類似品の製造業許可手數料」に改め同條の次に次の四号を加える。

五十一の二	魚介類販売業許可手數料	五百円
五十一の三	魚介類市場営業許可手數料	千円
五十一の四	魚肉練製品製造業許可手數料	千円
五十一の五	魚介類冷凍業許可手數料	千円

同條第五十二号の次に次の二号を加える

五十二の二 つくだ煮製造業許可手數料 千円

同條第五十三号中「冰雪の採取製造又は卸売業許可手數料」を「冰雪の採取製造又は販売業許可手數料」に改める。

同條第五十四号中「前四十六号から五十一号まで」を「前四十六号から五十二号の二まで」に改める。

同條第七十三号の次に次の四号を加える

00629

00630

七十四 歯科用貴金属地金割当手数料 五十円  
 七十五 歯科用貴金属地金販売業認可証交 手数料 二百円  
 七十六 歯科用貴金属地金販売業認可証書 換手数料 三十円

七十七 歯科用貴金属地金販売業認可証再 交付手数料 百円

三 円

## 第二條を次のように改める

前條に規定する手数料はこれを願書又は申請書に添えて納付しなければならない。但し第七十四号の規程による割当手数料は割当公文書と引換に納付しなければならない。

## 附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年六月一日から適用する。但し第一條第四十五号、第四十八号、第四

## 告 示

示

## ◇鳥取縣告示第二百九十七号

家畜傳染病予防法第七條及び同法施行規則第二十七條により搾乳の用に供し又は供する目的で飼育されているすべての牛並びにこれらの牛と同一構内に飼育されている接觸の機会の多いその他の牛について結核病検査を次のように実施するから検査該當牛所有者又は管理者は右検査所に牛をひきつけ検査を受けなければならない。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 牛の結核病検査日程

検査月日	判定月日	第	第一班	第二班
八月二十一日	八月二十四日	第一班	第二班	第三班
西伯郡彦名村	同上	午前九時	午後一時	午前一〇時
西伯郡逢坂村	同上	午前九時	午後一時	午前一〇時

同二十二日	同二十五日	同中浜村	同上	午前九時	同光徳村	御來屋町	午前九時
同二十三日	同二十六日	同余子村	同上	午後一時	同所子村	同上	同
同二十八日	同三十一日	同外江町	同上	午前九時	同庄内村	同上	同
同二十九日	九月一日	同和田村	同上	午後一時	同高麗村	同上	同
同三十日	同二日	同大篠津村	同上	午前九時	同所子村	同上	同
同三十一日	同七日	同成美村	同上	午後一時	同庄内村	同上	同
九月四日	同八日	同天津村	同上	午前九時	同高麗村	同上	同
同六日	同九日	同尚徳村	同上	午後一時	同庄内村	同上	同
同十一日	同十四日	同大高村	同上	午前一〇時	同大山村	宇田川村	同
同十二日	同十五日	同日吉津村	同上	同	同福榮村	同上	同
同十三日	同十六日	米子市皆生	同上	同	同黑坂町	同上	同
同十八日	同二十一日	同長砂町	同前九時	同	同日光村	同上	同
同十九日	同二十二日	米子東校	同十一時	同	同溝口町	松江刑務所大山農場	同
同二十一日	同十五日	同日吉津村	同	同	同上	同上金谷	同
同二十二日	同二十一日	同大高村	同	同	農林省開拓研究所	同	同
同二十三日	同十六日	同長砂町	同	同	同	同	同
同二十一日	同二十一日	同大高村	同	同	同	同	同
同二十二日	同二十二日	同長砂町	同	同	同	同	同

00631

註

一、生後六箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く

二、この検査の注射の日より六十日前以後にツベルクリンによる結核検査を行つたものはこの検査を受けることはできない。

◇鳥取縣告示第二百九十八号

米子市に次のように家畜傳染病が発生した。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

病名 発生頭數 へい死月日 決定月日 発生地

豚疫 三 六月九日 六月十二日 米子市西福原

◇鳥取縣告示第二百九十九号

次の者に対し児童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十五号

昭和二十五年一月七日鳥取縣公報登載の鳥取縣選舉管理

選舉管理委員會告示

登録番号	登 錄	商号又 は名称	主たる営業	所の所在地	申請者
鳥取縣知事 第二〇号	昭和二十 九年十月 十九日	双葉建設 株式会社	鳥取市本 町二丁目 二三番地	沢 千賀藏	取締役社長

◇鳥取縣告示第三百号

建設業法第九條第三項の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月十日抹消した。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登 錄	商号又 は名称	主たる営業	所の所在地	申請者
鳥取縣知事 第二〇号	昭和二十 九年十月 十九日	双葉建設 株式会社	鳥取市本 町二丁目 二三番地	沢 千賀藏	取締役社長

00632

委員会告示第三号の政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された、鳥取縣農業團体協議会の報告書の要旨中左の通り訂正する。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

寄附及び收入又は寄附の総額 一一一、四〇〇円  
を該当なし

支 出 総 額 九七、四七五円  
を該当なし

一件千円以上の支出 一二件 九三、〇八〇円  
を該当なし

四、主要な寄附者及び支出  
〔口〕 支出の「支出の総額」「件数」及び「支出の目的」  
を該当なし